

学術情報資源への安定した共同アクセスを実現するために
—分担収集と資料保存施設—

2001年6月

国立大学図書館協議会

情報資源共用・保存特別委員会

はじめに

今日の大学環境における学術情報の流通体制の改善は、主として昭和55年1月の学術審議会答申「今後における学術情報システムの在り方について」に基づいて、包括的に整備が続けられてきたと言える。大学図書館については、学術情報センター（平成12年度に国立情報学研究所に改組）が学術情報システムの中核機関として設置され、学術情報ネットワークの上に学術情報センターが開発したオンライン共同目録システム（NACSIS-CAT）やオンラインILLシステム（NACSIS-ILL）が運用されてきたことによって、本格的な大学間のリソース・シェアリング（資源共有）を実現することができた。

このようにデジタル・ネットワークを介した情報交換は、学術情報センターの高度な情報システムと大学側が用意した学内システムとの結合によって急速に普及した。これによって、学外の蔵書に対するスムーズな文献検索や資料あるいは複写物の取り寄せは日常的な図書館活動として定着して、研究者等から情報入手の有力な手段として歓迎されてきた。

このようなシステムサイドの発達一方で、コンテンツともいべき情報あるいは資料そのものの体系的な整備については、既に昭和52年度から発足していた外国雑誌センター制度の充実が図られたほかには、全国的には顕著な体系的な展開は見られなかった。国立大学では、この間に進行してきた国家財政の悪化から、図書館資料の購入費についても長期的に減額傾向が続いており、他方での資料単価の高騰傾向とも相俟って個々の大学単位での努力による資料整備は既に破綻しているとも言える。このような危機的状態に対応するためには、国内での一次情報の収集、保存、提供の全体システムの実現が緊急のものとなってきた。

国立大学図書館協議会（以下、「協議会」という）は、平成4年度から5年度にかけて、「保存図書館に関する調査研究班」（主査館：筑波大学）を設置して、資料の保存施設の在り方について多角的に調査・研究を行い、報告書を平成6年3月に作成して、同年6月の協議会総会で承認している。そこでは、一部で分担収集について触れながら、個々の大学レベル、地域・館種等による大学群のレベル、全国レベルでの資料保存施設の在り方および保存資料の利用の在り方が調査研究された。そして、全国レベルでの共同保存図書館構想の試案を示した。また、調査研究の過程で得られたデータや海外の保存図書館の事例が豊富に収録されている。

協議会は、平成10年度には「情報資源共用・保存特別委員会」（主査館：東京工業大学）を設置して、総合的に展開すべき一次資料の分担収集、一次情報の保存・提供センター機能ならびにこれらに関する国立国会図書館、JSTなど他機関との役割分担の3点について検討することとした。この報告書は、3年間にわたる検討結果をまとめたものである。

報告では、分担収集と資料保存施設を実現するに際してのボトルネックを取り上げ、早期実現のための実際的な提案に焦点を当てた。これは、平成12年6月刊行の中間報告での議論も含め全体としての検討結果をまとめた最終報告である。

平成13年6月

国立大学図書館協議会
情報資源共用・保存特別委員会

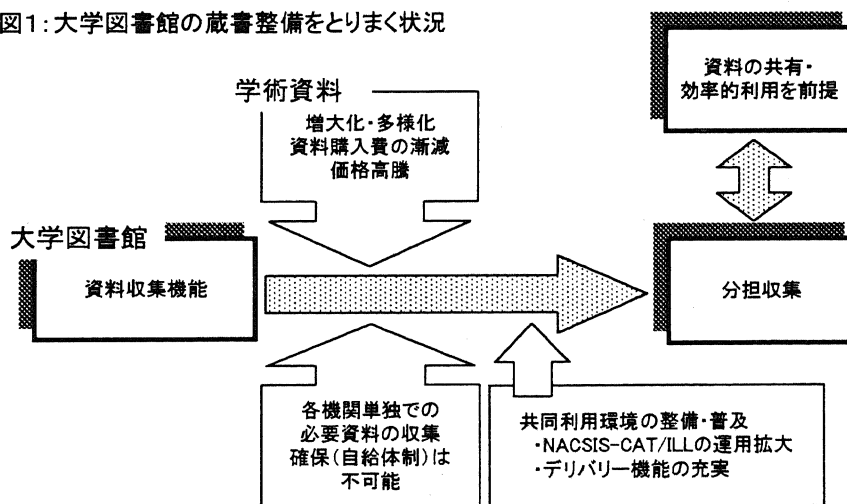
目 次

第1章 一次情報の分担収集	1
1. 1. 資料収集経費，運営経費	2
1. 2. 外国雑誌の分担収集と利用サービス	3
1. 3. 収集対象資料の範囲	5
1. 4. 選書の担当者と選書方式	6
1. 5. 収納スペースの確保	8
1. 6. サービス体制	8
1. 7. 国立大学以外の機関との連携	9
1. 8. 電子媒体資料の共同利用の可能性—共同アクセス—	10
1. 9. 要約すると	10
第2章 資料保存施設	13
2. 1. 緊急性	13
2. 2. 資料保存システムの考え方	14
2. 3. 設置形態	16
2. 4. 立地条件	17
2. 5. 施設の規模と設備等	18
2. 6. 集中保存する資料の種類と形態	19
2. 7. 運 営	20
2. 8. サービス	20
2. 9. 整備計画	20
2. 10. 概算要求されている保存図書館構想等	21
[引用文献]	23
[附属資料]	25
1. 設置要項	25
2. 設置・経過報告および審議経過	26
3. 委員名簿（平成10年6月～，平成13年6月現在）	27
4. 概 要	29

第1章 一次情報の分担収集

大学図書館が果たしてきた基本機能の一つは、高等教育と学術研究に必要な資料を多数収集（所蔵）して利用に供することである。蔵書が充実しているか否かは、大学の教育研究にとって重要なインフラストラクチャーの一つとして、その進め方や成果に大きな影響を与える。しかし実際には、自大学の蔵書だけでは、特に研究活動にとって必要十分とは言えないため、不足分を補ううえで国立国会図書館編集の「新収洋書総合目録」や文部省が編纂していた「学術雑誌総合目録」等の冊子体の総合目録を主たる検索ツールとして、国内の他大学蔵書が郵送等の手段を介し、複写や資料そのものの貸出という方法でお互いに融通され活用されてきた。これが学術情報センターの創設とともに、新たにオンラインによる蔵書検索サービスならびにILLサービスが相次いで開始され、参加館の増加と廻及入力の推進が相俟って一段と効率と網羅性を増したため、所在検索から利用手配を通して入手がよりスムーズになってきた。¹⁾これが最近までの日本の高等教育と学術研究を支えてきた大学間における資料利用の構図であった。今後も各大学では、学内のニーズに合致する資料を自前で整備充実していく必要性が高いことは言うまでもないが、加えて自給できない範囲の資料に対しては、日本全体でさらに体系的かつ効率的に推し進めていく方途を編み出す時期に来ているであろう。上述のように俯瞰した構図から判断して、今や整備の焦点は、資料そのものの体系的充実に向けられるべきであろう。

図1: 大学図書館の蔵書整備をとりまく状況



しかし、この自給率が現在は相当低下してきているのではないかと。それは、一方では学術資料自体の増大・多様化と資料購入費の減額あるいは低迷という要因と、他方では学術雑誌に代表される価格高騰傾向という要因にも基づいている。学内で利用できる資料の範囲を際限なく拡大したいという利用者特に研究者の要請と現実的問題である上記3つの要因に対し、相互利用のシステムを背景として大学全体としての資料の共有化・効率的利用という考えは必然的に生まれるところである。そして、昭和55年の学術審議会答申「今後における学術情報システムの在り方について」²⁾の中で、資源共有の必要性とその具体的な提言が示されたことから日本の大学図書館で共通の認識となったと言える。

資源共有を支えるコレクション充実のための効果的な方策の一つとして、資料の面では分担収集がかねてより大学図書館界でも話題となってきた。にもかかわらず、地域でそれ

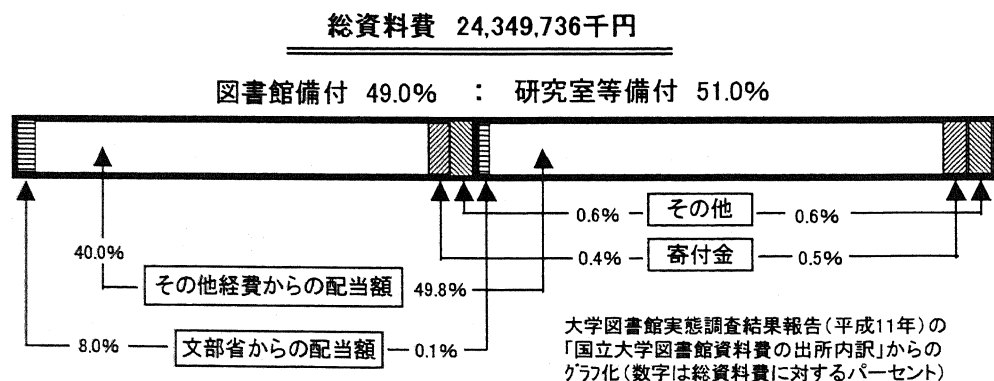
も小規模に実行されたことはあっても、全国規模での調整を経た実績は、外国雑誌センター一館制度を除けば、無いに等しい。³⁾ この章では、「分担収集」という視点のもとに、大学の教育研究にとって現実に実効性のある資料利用システムを早急に構築し将来ともに安定した運営をしていくにはどうすれば良いか、国立大学附属図書館における分担収集の問題点を考えつつ、その可能性を探り対策を提案することとしたい。

なお、従来は冊子体の資料とマイクロ資料等の伝統的な情報伝達媒体が分担収集、保存そして、共同利用を検討する際の対象であったが、本来の目的である共同利用の側面に焦点を当て直してみると、今後は電子媒体資料の扱いが新たに大きな課題になると思われる。ただ、これはこの特別委員会に検討事項として指定された「分担収集」の問題として扱うことは難しく、「分担」・「収集」よりもこの特別委員会の名称にある「情報資源共用」に立ち返ってむしろ「共同」・「アクセス」ともいうべき概念に着目して取り上げるとともに別の解を求めることが適当と判断して、この章の最後部分の1. 8. で言及することとした。

1. 1. 資料収集経費，運営経費

分担収集の最大のネックは、所要経費の安定的確保であろう。例えば、自館（自大学）で必要となる資料の購入経費や運営経費でさえ不足がちなのに、どうして他館（他大学）のために学内でそのような経費を確保できようか、という極めて自然な反発である。「平成 11 年度大学図書館実態調査結果報告」（以下「実態調査報告」という。）に集計報告されている「国立大学図書館資料費の出所別内訳」⁴⁾によると、「図書館備付」と「研究室等備付」の割合は、49%対 51%となっている。図書館備付資料の財源の内訳をみると、「その他経費からの配当額」が圧倒的な割合を占めている中で、国立大学図書館協議会構成館の総意である文部省（当時）への要望書で、近年は学生用図書購入費の増額を継続的に要求してきている⁵⁾ ことから明らかなように、学内財源による経費確保は困難を極めていいる。このことは、教育改革を進展させる際の学習プログラムの有効性を検証する中でも、授業との密接な連携を図るために不可欠な学生用資料購入費の確保を考える際に、その前提において深刻な事態が進行している状況を読み取れる。

図2:資料収集経費内訳(平成10年度実績)



また、研究室等備付資料の購入経費は、当然研究者個々の研究活動に必須の費用である

が、積算校費の基盤校費化に伴う学内配分方式の見直しによって研究者サイドへの経費配分割合の減少が進行する傾向に鑑みても、少なくともここから新たに分担収集経費を捻出できる予算的余裕は窺えない。

また、大学改革・「独立行政法人」化の方向にあつて、各大学から学術資料収集（分担収集）の必要性と意義に賛同を得られても、学内に目を向ければ一層厳しい予算配分状況が推察され、残る共通経費等からの共同利用のための経費捻出は困難であろう。

このように見えてくると、継続的に「分担収集」を実現するために必要となる資料収集経費の面から考えれば、学内利用を前提とした資料への通常購入経費とは別途に、「分担収集」・「全国共同利用」という共通の目的のための予算措置を、学外に求めることが不可避であろう。すなわち、国立大学99校（あるいは、大学共同利用機関も含めて）はそれぞれ独自の特色を持ち、独立した理念・目標の下に運営されていくと想定されるものの、一方では国立学校特別会計という一つの制度枠の中で予算を分け合っているという実態からすると、国立大学に共通する研究インフラストラクチャーの問題となる分担収集に対する経費は、巨視的に予算枠の大本で確保することが現実的方策であろう。

従来これに類する予算措置として、外貨減らしを契機に全国共同利用に提供することを前提として大型コレクションの購入費が国立大学附属図書館に措置されてきた。これは、大学側からの特定のコレクション購入に関する申請に基づいて、文部科学省において審査の上で所要額が配分されている。ただし、配分先大学の決定に当たって当該大学での既存蔵書の蓄積等との関連性が考慮されていると思われるものの、必ずしも積極的に分担収集を意識して配分するという説明はない。また、これらの予算額総額も、財政難の進行とともに減額が顕著であり、スタート時の昭和54年度に300百万円だった予算は平成13年度には63百万円台となり、また1件当たりの配分額も減額傾向にある。新しく予算事項を立てることが困難になっていることから、この予算事項の趣旨を変更することにしたらいかがであろうか。すなわち、従来の大型コレクション経費に加えて、積極的に分担収集経費を新規に計上して増額を図ることが適当ではなからうか。⁶⁾

21世紀において日本の大学が世界に互した研究成果を上げていく上でのサポート機能を発揮するためには、学術情報基盤を構成する大学図書館が単独ではなく一体的かつ統合的に情報提供環境の改善を推進していかなければならない事態に至っている。利用できる資料の安定的かつ継続的な提供の基礎となるコレクションの整備充実体制は、その典型的かつ重要な側面として早急に改善されるべきである。

1. 2. 外国雑誌の分担収集と利用サービス

次に分担収集の対象資料の範囲について、どう考えるべきであろうか。

外国雑誌、国際会議録、テクニカルペーパー等については、特異な経緯があるので先に言及しておきたい。

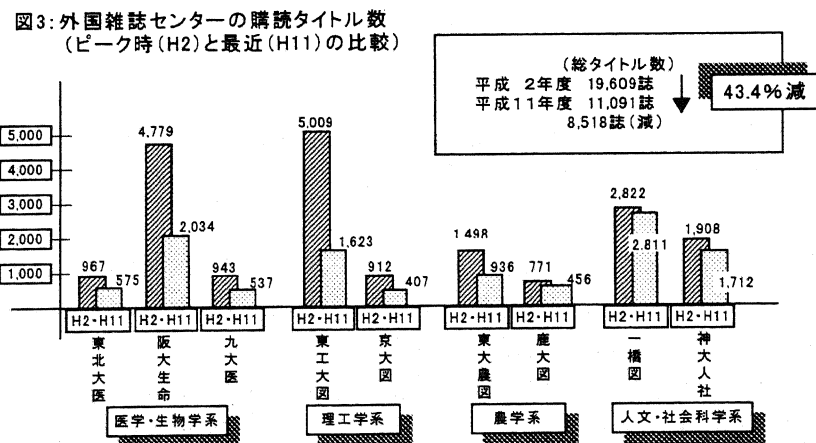
昭和52年度から大学図書館に併設する形態で我が国における制度化された分担収集方式の先駆けとしてスタートした外国雑誌センター館制度は、最終的には9センターとして整備され、構想どおり分野別による外国雑誌、国際会議録、テクニカルペーパー等の分担収集機能を定着させてきた。国内未収の外国雑誌、国際会議録、テクニカルペーパー等を少数のセンター館で集中的に収集した上で、利用については文献複写物提供を中心に据えたサービス活動は、ILL処理件数の趨勢でもうかがえるように、着実に学術情報の蓄積と相互貸借の拠点としての役割を果たしてきた。このことは同時に、そもそも関係分野に

について既に豊富なコレクションを有するという理由で当該分野の外国雑誌センター館として文部省（当時）から指定されて重点的に整備されたために自ずと文献複写依頼が集中した側面があり、集中整備によるそのコストパフォーマンスの高さが評価されるべきであることを示している。

しかしながら、現実には資料収集とサービス展開の継続にあたって、①外国雑誌価格の高騰と予算の実質的漸減傾向により収集機能が低下して、国内稀少誌の購入機能が低下することを余儀なくせざるを得ない状況に到っていること、②確実に増え続ける資料の保存スペースに対して施設整備について特段の政策的配慮はなされてこなかったことから、蔵書スペースの確保に極めて困難をきたしていること、そして、③外国雑誌センター館要員も例外なく定員削減の対象となってきたため、サービス業務量の増加傾向に直面して迅速なデリバリー・サービスという責務や当該大学図書館としての固有業務との業務分担に支障をきたしかねなくなってきたこと等が問題となってきていると言えよう。これらのことは当に現在の大学図書館の悩みを象徴しているとも言える。さらにまた、国際的な情報アクセスが次第に容易となってきたことも、外国雑誌センター館制度に新たな疑問を投げかけてきた。すなわち、海外のコレクションをスムーズに利用できれば、国内で外国雑誌等を網羅的に収集することは必要ではなく、十分に情報入手という本来の目的は達成できるのではないか、という疑問である。⁷⁾

21世紀型科学技術立国を目指すわが国にとってグローバルな研究情報収集のためには、一級の学術情報が収録される外国雑誌の利用は必須の事柄である。しかしまた長年にわたって維持されてきた外国雑誌センター館制度も、予算の困窮と施設の狭隘化等の結果として各大学での購入外国雑誌の減少傾向並びに運営実態の見直しとともに、例えば電子ジャーナルの出現という情報環境の変化にともない、少なくとも従来冊子体の外国雑誌にほとんどが掲載されてきた学術情報の入手体制を再構成して改めて最適化する上で新たな調整を検討する必要が生じているとも言える。⁸⁾ このため、すでに外国雑誌センター館では今後の在り方についての検討を開始しているのでその結果に注目したいが、場合によっては、保存図書館や電子ジャーナル等と関連して新たな整理が生ずる可能性もあろう。

ちなみに、外国雑誌センター館の購入タイトル数をピーク時（平成2年度）と最近（平成11年度）の実態を対比して示すと、雑誌単価の相違もあるのか分野によって傾向が異なるが、(図3)の通りである。



1. 3. 収集対象資料の範囲

次に、外国雑誌センター館の扱う資料以外の図書館資料について、検討してみよう。

まず、学生特に学部生の教育に関わる資料充実については、一義的には個々の大学が学内で責任を持つべきではなかろうか。すなわち、学部生が必要とする資料は、シラバスに対応した授業関連図書、その周辺図書、そして教養図書の整備充実が主となることを考慮に入れると、学外に手配して使用するというのではなく学内に用意しておくべきこと、関係者の努力次第で事前に必要資料（の範囲）を特定でき、適切な調達作業により学内配置も十分可能であることなどの理由で分担収集という考え方にはそもそも馴染まないと言える。換言すれば、各大学は教育サポートに必要となる資料については 100%の自給自足体制を整備目標とするべきではなかろうか。

他方で、研究の最前線でフロンティアを切り開く場合には、情報収集用の二次資料や基本的な学内常備資料類はともかく、稀少資料やグレイ・リテラチャーを含め研究に必要となるであろうあらゆる一次資料を各大学がそれぞれ学内に配置することは、量的にも経費的にも不可能であるため、相当範囲の資料は学外に依存せざるを得ないであろう。つまり、研究をサポートするための一次資料が分担収集の対象範囲となるのではないか。

それでは、次にどういう範囲で分担収集の範囲を決定すればよいか。

1. 2. で述べた外国雑誌センター館の場合には、文部省（当時）が収集対象分野を指定した経緯がある。しかし、外国雑誌センター館が扱っている資料以外の資料については、いわゆる自然科学系分野を除けば、そう簡単ではないであろう。

一つの方式は、地域で捉え文化圏や地域圏で区分して学問範囲はその中で包括的に収集することである。この方式は、アメリカでも採用されてきた。言語圏単位や国単位で収集することができるために収集に当たっての経験や労力を集中でき負担が少なく済むという利点が考えられる。逆に心配されるのは、収集された資料の紹介が適切な書誌データのリリースと併せてやや包括的に内容をまとめた文献ガイド等を添えて行われないと、本来期待したい利用者層に伝わらない恐れが生じかねないことである。例えば、それぞれの分野の特性やニーズに応じた文献ガイドを提供するサービスを付帯することが望まれよう。地域研究的な視点からは、最適な手段となろう。

また、主要でアクティブである資料については、ブランケット・オーダー方式の採用も検討に値しよう。すなわち、これは学問分野あるいは資料の種類等に応じて研究活動に大きく貢献している、あるいは、貢献してきた研究機関、出版社等を選び出し、その出版物は網羅的に収集する方式である。収集の手間が少なく済むので作業効率に優れることと、利用する側にとっては収集対象資料が分かりやすいという効果が考えられる。国際機関や学会は、その典型的な対象となろう。

合理的で効果の大きい分担範囲を具体的にどう設定するかについては、当然ながら確保できる経費との見合いでもあるが、これまでの国内の蔵書内容と比較しつつ、利用者層、研究動向、緊急性等を加味して検討すべき基本となる重要な課題であり、また分担収集の基本要素であるだけに早急に合意を形成する必要がある。

新たな分野の指定は、その客観性を示すためには相当の困難を伴うであろう。その混乱を避けて早期にスタートさせる一つの方法は、現行の外国雑誌センター館制度の拡張である。これまで外国雑誌、テクニカルペーパーや国際会議録等を対象に収集してきたが、これを更に分野の特性に応じて資料の対象を拡張する考え方で、外国雑誌センター館の別称でもあった「拠点図書館」として再生させる方式である。ただし、現在の4分野を公平に

取り上げることが各分野での資料特性から判断して必ずしも適当とは思えない。理工学系、医学系、農学系については、いわゆる図書に対する研究上の需要が相対的に低いことから単純に現行の外国雑誌センター館7館に所要の経費を追加措置することで十分と思われる。これに対して、残る人文社会科学系の分野においては、研究分野の性格上過去に遡って必要とされる資料が無限と言えるほど膨大であるという量の問題が引き起こす選書等の負担、収蔵スペース並びに経費と当該大学での専門性の広がりや深さから見て、少なくとも選書上の負担を分散させる意味で更に分野や担当大学を適切な規模に分化させる必要性が生じよう。

他方で、東洋学、経済統計など従来いくつかの人文社会科学系の分野で整備されてきた文献資料センターが、最近では研究センターとして性格を変更していることを、どう受け止めるべきであろうか。昭和55年の学術審議会答申「今後における学術情報システムの在り方について」の中でも、これらのセンターは蔵書整備の一翼を担うとされていた¹⁾が、質量ともに巨大な大学図書館との間の調整や連携は学内でのそれに止まり、学術情報システム全体の全国調整には展開してこなかった経緯がある。それは、全国的な要請よりも主として学内のニーズからこれら文献資料センターが設置されてきた経緯にも起因している。分野がやや細分化されすぎている嫌いもあるが、その蔵書及び選書についても、上記の理由から、今後は全国的な分野間のコレクション充実の調整対象に加えて、分担収集・共用の効果を向上させるべきであろう。

また、大学共同利用機関や全国共同利用型の研究所は、設置の趣旨から見て Center of Excellence (COE) であるなど当該分野の研究拠点であるため、当然関係蔵書もかなり充実していると思われることから、これらの分野（および機関）を核の一つとして増強を図る方法も考えられよう。

更には、研究機関としての国内に存在する研究機関、特に独立行政法人化された研究機関（例、日本原子力研究所など）はCOEとしての活動を展開する機関が少なくないであろうから、これまで以上に資源共用関係の強化が望まれることが予想される。いずれは、これら機関との調整も考慮されるべきであろう。

この他、分担収集を考える際に視野に入れておくべき点として、日本の国際貢献の側面がある。つまり、日本固有の役割をどう織り込むかという点である。例えば、日本史、日本語、日本の教育などを典型として日本こそがまさに最強のCOEにふさわしい分野において、資料蓄積と提供の面でどう貢献するかという視点である。なお、この場合には国内刊行物だけが対象とならず、海外で刊行される関係研究資料等も当然ながら収集の対象とすべきことは言うまでもない。

1.4. 選書の担当者や選書方式

「分担収集」を実施する周辺の条件が整った場合、それでは選書を担当する適任者は誰であろうか。

大方の国立大学を冷静に観察すると、その選書のほとんどが教官の手で行われてきていると言っても過言ではない。それには、研究用資料に限定すると、研究の動向や研究に必要な資料に一番通暁しているのが教官であること、同時に図書館員は研究用資料の大部分を占める洋書や外国雑誌、さらには研究動向についてあまりに知識が乏しいこと、歴史的に研究用資料の予算が教官の手元に配分され執行の権限も教官にあったこと等が理由として挙げられる。

また、学生用図書の選定に当たっても、その大部分が学部学生用として選定されてきたことから、対象は和書であり和雑誌であったにも関わらず、教育の直接担当者である教官だけが実質的には選書を担当してきた歴史が長い。このことから、現在の図書館員の選書能力は必ずしも高いとは言えないし、とりわけここで分担収集の対象と考える研究用資料の選定においては、教官から信頼される状態とは言えないのではなかろうか。¹⁰⁾

上述の事情から、少なくとも教員が何らかの形でかなりの選書過程に関与することは避けられないであろう。ただ、教員の教育・研究という本来の活動以外についての負担軽減を実現するべきではないかという観点からは、徐々に教官の関与の度合い（特に選書実務面へのそれ）を減少させることを積極的に考慮すべきであろう。ただし、そうだとした場合教官が教育研究活動の主体を占めることに変化があるはずがないので、その意向を的確に反映する仕組み（意向調査、レビュー、委員としての関与など）が必須であることは言うまでもない。

新たに提案したいのは、教官に準ずる立場としての大学院生の選書への参加である。これからの研究者としての活躍が期待される大学院生は、当然ながら研究動向について大いに関心や知識を有しているほか、研究動向に加えて学術情報の流通動向のモニターは自己の研究に対しても有意義だと考えられるからである。制度的にはRAないしTAとして、選書に関与する方式が実現できないだろうか。この他にも分野によっては、オーバードクターが担当する方式も考えられよう。ただ、これらの方式の課題は、担当者の交替が頻繁に起こると選書の継続性や安定性に支障が出かねないため、これを補う方法を同時に考慮しておく必要がある。

大学の教育・研究の支援機関として、また定員削減対策としても図書館員の役割全般を再検討する必要があるとされているが、その一環として、選書面での図書館員の能力向上は期待されるべきことである。そのため、直ちに図書館員に選書を全面的に依存することが不可能であるとしても、将来の作業分担比重の増加を期待するために、図書館員を選書過程に参加させて実際的な作業プロセス等をモニタリングさせるインサースervice・トレーニングの方法は、養成の観点から有効だと思われる。

関連して、主題に関する選書機能を果たせることが分担収集を担当する際にキーとなるため、選書担当の図書館職員として能力を涵養しておく知識・事項として、例えば下記の項目が挙げられよう。

- ・主 題 学問分野における過去の研究史
学問分野における研究動向の把握
学問分野における今後の情報ニーズの把握
- ・収集源 その主題での有力な研究機関、主題専門書店等の流通事情の把握
- ・外国語資料の選定能力
- ・的確な選書方針や選書プロセスについての判断力、具体案の提示

なお、このような能力を大学図書館が組織として保持し、教官との連携体制に信頼関係を築くことができれば、学内でもより優れた選書が実現すると思われる。

このため、大学図書館として下記のようなことに実際に着手する必要がある。

- ・担当職員を計画的に養成するプログラムの作成と実施
- ・流通事情の調査・把握体制の充実
- ・教官や院生 (Teaching Assistant<TA>, Research Assistant<RA>) による連携協力組織の形成

- ・大学として特色ある蔵書を整備し、全国的な特色あるコレクション形成と分担収集をめざす目標の設定

次に、どのような選書方式が適切であろうか。分担収集を担当する大学には、その研究分野に通暁した研究者集団が存在することが想定できよう。この研究者、大学院生ならびに図書館員によって構成される委員会形式で整備方針を定め、その方針に沿って大学院生ならびに図書館員が実際に選書していくことにしたらいかがであろうか。また、他大学等に存在する研究者の意向を反映するために上記の方針を公表して意見照会するとか、蔵書内容について一定期間をおいてレビューするなど、適宜方針を再調整する機会を組み込んでおくことも必要であろう。

1. 5. 収納スペースの確保

冊子体の学術資料群を保存し安定的に提供するためには、収納スペースを確保できることが大きな前提条件となる。

分担収集の拠点館に収納機能も持たせる（収納スペースの増築）ことも必要であろう。また、当協議会が要望している大学共同の資料保存施設が運営を開始すれば、1. 9. で述べるように選書過程とは切り離して、そこに資料と運用サービス（貸出、複写など）を集中することも十分に合理性があるので、視野に入れておくべきである。

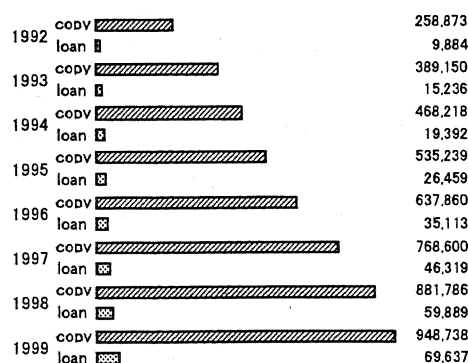
施設の面からみると、資料の効率的運用と保存スペースの確保・増大という点から、また、小人数による運用が可能という点からも、今後は自動書庫の積極的な導入が有力であろう。分担する分野の特性を生かして、資料の利用頻度等に応じ、①オープン書架、②書庫（開架・閉架）、③自動書庫（無人）の3段階を使い分けた配架による運用も考慮した上で、資料の収集・提供・保存についての将来計画に即して機能拡張を可能とするように配慮しておけば、利用者にも十分に受け容れてもらえる方策と思われる。この点は、仮に分担収集を担当する大学図書館が保存も担当し続けるとすれば、後述の保存図書館での運用を準用することで、最適解を求めることができるのではなかろうか。

1. 6. サービス体制

大学図書館サービスの究極的な機能は、主たる利用対象となる学生及び教員が、必要とする資料（情報）を、必要となったとき、できるだけ迅速かつ適切な形態で提供できることである。そのために、①資料（情報）の検索、②所在の確認、③貸出・返却、④相互貸借、⑤レファレンスという具体的なサービスを提供している。この中で分担収集という面から見ると、相互貸借が最も重要な関連機能であり、この機能無くして分担収集は役割を果たせない。

平成4年からスタートしたNACSIS-I LLシステムを利用する件数の驚異的とも言える伸び（図4）¹¹⁾は、まさに蓄積されてきた豊富な資料群を背景に大学図書館サー

図4: NACSIS-I LL依頼レコード件数
2000.03.31現在



国立情報学研究所ホームページ
(<http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/INFO/ill.toukei.html>)より

ビスの本来的な有用性と蔵書の共同利用＝資源共有がいかに期待されているかを証明している。

国立情報学研究所の「ILL流動統計（館種）」¹²⁾によると、ILL参加館における処理の総件数は平成11年度実績で、約100万件にも達している（文献複写と現物貸借の合計件数）。さらに相互貸借には依頼側と受付側があるので、現場レベルでは実際に200万件の処理が実施されていることになる。そのうち、国立大学は依頼件数で約67%、受付件数で約74%を占めており、高等教育機関において資料収集量の多さと有用性、活発な教育・研究活動の実態を推察することができる。

これらを支えているのは、まさしく大学図書館の担当職員の努力によるところが大きく、大幅な作業手順の変化がこの間に発生したにもかかわらず、巧みに消化して教育研究に貢献してきたことは、その前向きな業務姿勢があったからこそと高い評価に値する。しかしながら、その需要はまだ安定した規模に達したとは言えないと思われる。今後更に増加するであろう利用件数の伸びに対し、適切に人員（特に定員）を配置することは、昨今の政治・社会状況からして困難な状況であろう。また、これらの業務システム全体が安定した方式に移行した現状では、必ずしも定員による運用に固執しないでも良い段階に至っていると言えよう。これらの事情から、必要となるマンパワーについては、外注（非常勤体制も含む）を原則とした予算措置・確保を図るべきであろう。分担収集が軌道に乗ると、このサービスを支える前提条件整備にも十分な配慮が必要になるとと思われる。

他機関との分担収集を実施するときの前提条件の一つは、外部からの円滑な利用を実現できることである。ここで検討されている分担収集が開始されると、当然ながら国立大学以外からの利用も相当見込まれるため、ILLシステムの使い易さの他に簡便・明瞭な料金決済制度の確立が必要である。その場合には、特に従来からの懸案である現行の料金決済制度の抜本的な改善が必要であり、今後の社会条件の変化・進展に伴い、特に会計制度面での規制緩和に期待したいところである。このことが先に1.3.で述べた国際貢献のためには、必須の条件となることは言うまでもない。

1.7. 国立大学以外の機関との連携

分担収集という観点からの大きな社会的受け皿として概観すると、国内には外国資料と和古書の所蔵に特徴をもつ大学図書館、文化の継承という役割を担い国内出版物の納本制度を持つ国立国会図書館、科学技術資料に特化した科学技術振興事業団（JST）の科学技術情報事業本部（JICST）、地域文化・郷土資料関係に伝統的に強い県立図書館等の公共図書館があって、それぞれの機関はその特性を活かしながら情報収集・提供機能を果たしてきている。また、1.3.で見たようにその他のCOEとして活動している研究機関も調整対象として考慮することが考えられる。

これまで、大学図書館は、これらの機関と日常の学術情報提供活動において密接に協力してきたが、蔵書整備の面でもさらに関係機関との連携体制の一層の充実を図れば、大学図書館側、相手方共に実益のある相互補完、相互協力、双方向流通という結果を生ずるであろう。

国立大学側の分担保存の方針を定める過程でも必要な調整を行うべきであるが、国立大学側のスキームがまだ整っていないだけでなく、他の関係機関側でもそれぞれの対処方針が十分に定まっていない段階にあると思われるために、今後関係機関それぞれが準備を整えた上で改めて適切な協議の場を設定することからスタートさせることが望ましい。

1. 8. 電子媒体資料の共同利用の可能性—共同アクセス—

コンピュータ・ネットワークを介した電子媒体の利用は、紙媒体、マイクロ資料やAV資料の場合のように使用場所が固定されるということがないという他の媒体にない優れた特性がある。したがって、この特別委員会の課題の一つは情報資源共用の手段の一つとして分担収集についての分析と対策を念頭に置くことであるが、電子媒体資料を活用することによって各大学間で共同利用の可能性を最大限に実現することは、「利用形態を変えた分担収集」と言い換えたとも言える。そして、電子媒体情報のアーカイブとその提供という側面を別とすれば、分担収集と言う表現は馴染まないように思われ、分担収集の本来の目的である資源共用の別表現とも言える「共同アクセス」という図書館活動の利用に焦点を当てたものとして捉えるべきであろう。その典型が、コンソーシアム契約に基づく利用であろう。

オンライン・ジャーナルの利用については、すでに国立大学附属図書館において出版者側の柔軟な対応もあって（疑似）コンソーシアム方式による実際の処理が実現している¹³⁾が、今後ナショナル・サイト・ライセンスなど更に洗練された方式へと発展することを期待したい。

その中で今後の課題の最たるものは、契約制度上の制約の解決であろう。ネットワークを介して遠隔地にある情報を利用するということから、共同アクセスという発想は、結局サイト・ライセンスの範囲拡張の問題に帰すると思われる。ナショナル・サイト・ライセンス契約、ミラー・サーバの運用、アーカイブ資料（バックナンバー）の安定的利用などの課題を解決するためには、大学共同利用機関である国立情報学研究所を交えた電子媒体資料の共同利用体制を整備する可能性を検討することが求められよう。

電子媒体資料の導入・利用に当たっては、まだ制度上、予算上未成熟な状況にあることから、契約交渉団の安定的な形成・維持、大学間の協議体制の確立、予算の確保などについて、大学図書館が協力して情報提供者（業者側）等との交渉を進めていくべきである。また、電子媒体資料に対する利用者の受容度には学問分野、研究者の年齢等によって濃淡が見られる現状では、慎重かつ着実な定着を目指すべき段階であると思われる。その点、電子ジャーナルに限っては平成12年11月に正式発足した当協議会の電子ジャーナル・タスクフォースが、これらのことに関して様々な検討を進めており、その成果に期待したい。

この他、ネットワーク上の資源であるウェブ上の情報へのアクセスを円滑にすることも重要になってきた。これら資源の中には印刷されない情報としてネットワーク上にのみ存在するものもあり、学術研究上で見落とすことのできない有用な一次情報となってきている。それは、東京大学附属図書館・情報基盤センター提供のインターネット学術情報インデックス¹⁴⁾や東京工業大学附属図書館提供の理工学系ネットワークリソース検索¹⁵⁾などで、その一端が判る。このようなネットワーク資源ガイドは、学術研究の国際性に起因して国際的にも共同利用の性格を有していること、その編成と維持には相当のエネルギーを必要とすること等の理由から、本来は国内だけでなく国際協力が望ましいと思われるが、その際には日本からの積極的な参加も検討すべきであろう。

1. 9. 要約すると

以上のような現状や課題等を踏まえ、分担収集については次のように要約できよう。

1) 基本構想の策定及び調整機能を持つ場（委員会）の設置

分担収集に関する全体構想と実施運営上の方針を策定する場（委員会）を設置する。特に、分担収集する分野の決定、実効性の高い選書体制の編成が、分担収集の成否を占う最も重要な鍵となろう。その構成は、主として対象となる分野が人文社会科学系と見込まれることから、これらの分野を主力とすべきであろう。この委員会での主たる検討事項は、おおむね下記の事項になると考えられる。

なお、運営段階に移行した場合には、この委員会の任務は関係機関との協議や調整が主となると思われる。

①選書方針の明示

分担収集する資料の分野、種別、範囲等の優先順位

- ・資料の分野 例：哲学、歴史、政治、情報科学、語学、文学等々
- ・資料の種別 例：図書資料、雑誌資料、灰色文献、国際会議資料等々
- ・範囲 例：国、地域、年代、言語圏等々

②担当大学等の選出

- ・担当大学等との連絡・調整
- ・選書機能・範囲の確認

③経費の範囲・配分

- ・文部科学省との協議・連絡・調整

④資料保存施設への移管方法

⑤関連機関との協議

2) 文部科学省での予算確保

個別大学からの経費捻出は困難と想定され、また、分担収集は全国的視野に立った視点が必要であることから、文部科学省での予算確保が必須要件である。

3) 収納スペースの保証

図書館収納スペースの確保は、分担収集においては大学図書館全体の課題でもあるので、第2章で提案している資料保存施設の設置との併存あるいはそれへの依存も政策的なバックボーンとして視野に入れて構想すべきである。

4) 円滑な共同利用実現の環境整備

分担収集した資料は、当然ながら大型コレクションのように共同利用を前提とした運用とする。より円滑に運用ができるよう、収納場所は中央図書館のような円滑な共同利用を可能とする運営下に置かれるべきである。また、共同利用にあたっては、国立大学以外の機関との連携も視野に入れ、ILLを円滑に行えるインターフェースの共通化と普遍的で合理的な料金決裁方式の確立も必須条件である。

5) 実効性の高い選書方式の採用

実施に際しては、選書機能の充実が充実したコレクションを整備するためには、最も重要な要素である。安定的でハイレベルの機能を実現するため、当初は教官、大学院生、オーバードクター等を主体とし図書館員が補助的な役割を果たす連携体制からスタートして、蔵書整備の専門家として養成された図書館員が実務に参与する比重を徐々に高める体制にシフトさせていくことが望ましい。

6) 収集組織のモデル

次の4モデルが考えられる。

- ①一極集中型 例：(英)BLDSC

- ②少数拠点型 例：(日) 外国雑誌センター（9センター）
- ③多数分散型 例：(独) ドイツ学術協会の助成による分担収集
- ④地域連携型 例：(日) 公共図書館での地域連携

国立大学附属図書館にとっては、③の多数分散型を採用して②の外国雑誌センター館制度を拡張する拠点図書館方式が現実的であろう。選書・受入・整理、そして円滑な相互利用ができる運営を実現する為には、担当大学の一方的負担にならぬよう、そして着実に継続するためには、やや多くの大学図書館が分担する方式が適切であろう。特に、このことは1. 3. で述べた理由から人文社会学系について当てはまる。そのことにより、大学図書館全体の選書能力や全国レベルでの学術資料収集の意識も一層高まる副次効果も期待できる。

全国的な経済合理性を一層重視すれば、選書段階のみ特定拠点大学が担当して、収集・保存やILLを含む実行は第2章で論ずる資料保存施設が最初から担当する方式も考えられよう。選書機能分散－実行機能集中という⑤ハイブリッド型である。

7) 国立国会図書館、JSTなど関連する他機関との役割分担

国立大学で優先的に収集する対象範囲をどう定めるか。これについて確固とした方針が明確にならないと、他機関との協議に望むこと自体が難しい状態ではなかろうか？これまで述べてきた各種の条件を国立大学が満足できる見通しが無いままに、協議に入ることは適切とは思えない。また、収集資料について、他の関連機関に対するイメージは持っているものの、それぞれが必ずしも分担収集に関して当該機関内で方針を定めているようでも無いため、先方の方針待ちでも仕方ないのではないか。

また、これら機関以外にも、分担収集に協力対象となる機関が考えられることから、ナショナル・プランを調整あるいは協議する場が必要と思われる。

第2章 資料保存施設

資料保存施設のことは、既に「保存図書館報告書」¹⁶⁾において詳細に分析されたうえで対策として保存図書館設置の構想も示されており、改めて論述するに値する論点はほとんどないと言える。そのため、ここでは最近のデータで実情を補足することと、早急に対策を講ずる必要性が迫っているという認識の下に、当面の実効策を提言することに専念した。

2. 1. 緊急性

全国の国立大学附属図書館では、図書館資料の収蔵スペースが極めて不足するという深刻な事態に陥っており、その根本的な解決は、各大学に共通した緊急課題といえる。

文部省の「平成11年度実態調査報告」によれば、国立大学の蔵書冊数は8,698万冊であるのに対し、収容可能冊数は8,030万冊に過ぎず¹⁷⁾、既に668万冊も超過している。加えて、国立大学全体で1年間に新たに受け入れられる約193万冊（平成6年度から10年度までの「実態調査報告」の図書受入数の平均）が毎年溢れている勘定になる。

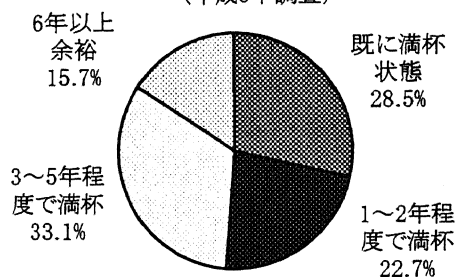
また、「保存図書館報告書」¹⁸⁾によれば、書架の収容状況では、「既に満杯状態」が49館（28.5%）、「1～2年程度で満杯」が39館（22.7%）、「3～5年程度で満杯」が57館（33.1%）、「6年以上余裕がある」のは27館（15.7%）となっていることから、現時点では、その後に新增築が一部の大学にあったものの80%以上の図書館で満杯状態になっていると推測され、危機的状況は年々拡大し続けている。これは、研究室等への長期にわたる貸出等によって、かろうじて凌いできたのが実態である。（そのことは、大学蔵書の私物化にもなりかねず、現に一部では共同利用を阻害しかねない事態にもなっている。）しかし最近になって、教官の退官や研究室の狭隘化にともない研究室から図書館に還流してくる資料も増加してきており、大学内で蔵書排架スペースの不足を加速させる大きな要因となってきている。

さて、現有面積と資格面積とを比較してみると、国立大学附属図書館のほとんどは、文部科学省の定めた大学図書館の基準面積を大幅に下回っている状態にあると言える。国立大学附属図書館全体の基準面積は、1,083,881㎡（本委員会試算）に対して、国立大学附属図書館の現有総面積は、「平成11年度実態調査報告」によれば871,463㎡であり¹⁹⁾、調査時点の平成11年5月1日現在ですら必要整備面積は、実に212,418㎡に及んでおり、それは資格面積に対して80%程度の面積しか有していないことを意味している。

文部省（当時）においても、学術審議会答申『科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について－「知的存在感のある国」を目指して－』（平成11年6月）²⁰⁾の中でこの間の事情を承知しており、

「図書館資料の保存スペースの不足が深刻であり、迅速なドキュメントデリバリー機能を備えた保存図書館（集中文献管理センター）を設置し、利用頻度が極端に少なくなった重複図書の廃棄について具体的な検討を行う必要がある。」

図5. 概ねあと何年収容できるか
(平成6年調査)



と全国的な対策を提言している。

国立大学は、空きスペースを生むための手段の一つとして、上記のように不要となった資料や重複資料の廃棄にも注目してきたが、今だに実施困難な状況にある。これが資料保存に対する明確なシステムが存在していないことに依ることに原因の一端があることは、「保存図書館報告書」の第Ⅰ章本編で詳細に分析されているとおりである。²¹⁾ 会計制度の見直しも含めて、資料の有効活用あるいはリサイクルと実用的な処分制度の整備との合理的な両立が望まれよう。

実際にも平成 11 年 5 月に当委員会が実施したアンケート調査²²⁾によれば、資料保存施設ができた場合 70%の大学が直ちに若しくは近い将来に重複図書資料等を資料保存施設へ移管したいとしており、直ちに移管したいとしている資料は、総計 130 万冊にも上っている。

このような事情から、共同保存図書館の整備についてはかねてより国立大学協会および当協議会から文部大臣（当時）等へ強く要望してきたところでもある。

なお、資料保存施設が整備され機能することになれば、各大学はこの資料移管・廃棄によって生じた空きスペースを転用して、改めて学内蔵書の有効な再配置を実施することや、多様なメディア利用環境の整備、アメニティ環境の改善など新しい図書館機能の充実を進展させることの選択が可能にもなり、大学のニーズに応じた図書館サービスの開発や提供に道を開くという副次的な効果も期待されることを指摘しておきたい。

また米国では、有力な大学図書館で構成されている Association of Research Libraries（加盟館 122 大学）の 1999 年の調査によれば、回答 58 大学のうち 49 大学が二次的保存施設（保存書庫、別館等）を使用しているか、建設中である。また、別のデータによれば 80 近くの加盟大学が、二次的保存施設を使用しているとされている。また、電子媒体への移行によって印刷物が減少することは、当面期待できないとも考えられている。²³⁾

2. 2. 資料保存システムの考え方

この全体像は、図 6 と図 7 に示すとおり、既に「保存図書館報告書」の第Ⅰ章本編第 3 節「資料保存システムの考え方」で学術情報システムの中に位置付けた上で詳細に分析・構成されている²⁴⁾ ところであり、特に付け加えることはない。大学側のニーズと現下の財政事情等に鑑み、そこで述べられている資料保存システムの理想像に向かって着実に具体化していくことが必要であろう。

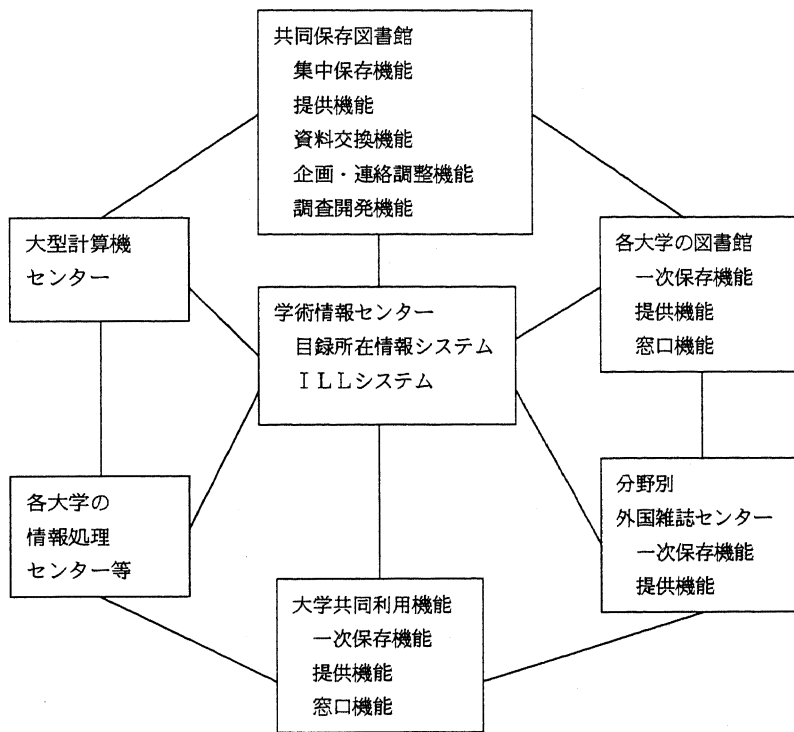


図6. 学術情報システムにおける資料保存システムの構成

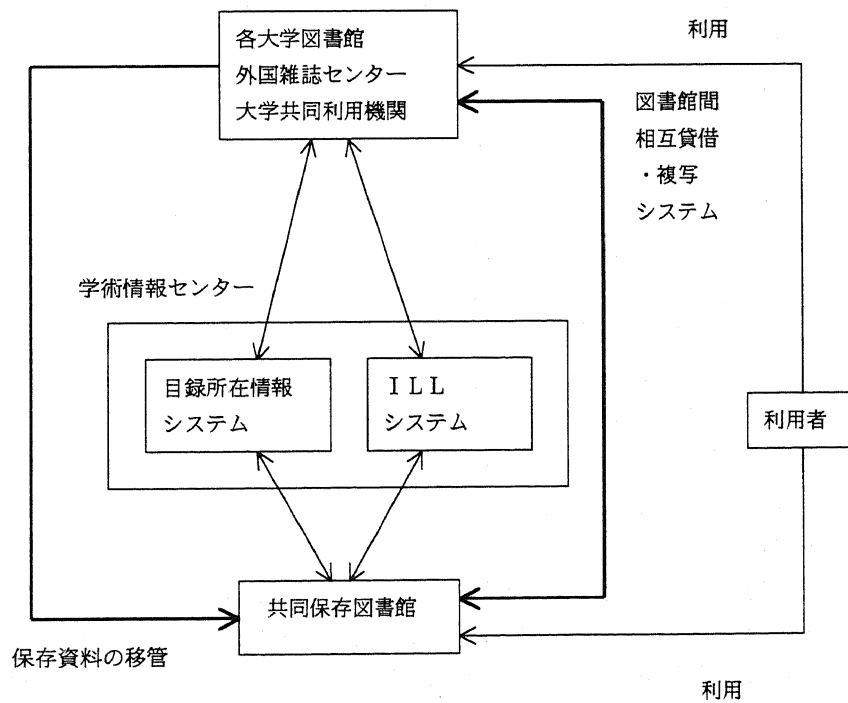


図7. 資料保存システムの構成要素の関連図

2.3. 設置形態

「保存図書館報告書」の第II章構想編では、ひとつのモデル案を提示するとしながらも、共同保存図書館を構想するものとして、次のような道筋が示されている。

「複数の大学による共同利用の形態としては、まず、現在の外国雑誌センターと同様に特定の附属図書館を指定してそこに併置することが考えられる（Aタイプ）。このタイプでは、特定の大学から施設スペースの提供と人的支援を受けて運用される。ここでは、各大学から保存図書館に提供される重複資料の調整・廃棄等が主な仕事となろう。また、保存図書館に指定された大学の所蔵資料も共同利用して併せて活用でき、より有効な図書館サービスが期待できる。

次に、保存資料の増加に伴い、特定の大学に付設して、地域別あるいは主題別に共同保存図書館をいくつか設置していくことが考えられる（Bタイプ）。この場合、既設の大学図書館から、施設・機能を組織的にも分離することによって、保存図書館が参加館による共同経営としてより機能的に運用できるとともに、このような保存図書館を複数設置することにより、万一の災害から資料を保護する効果もある。この場合、資料の種別や配送の便等を考え、先ず地域別による分担保存・収集が優先されよう。また、このような分担保存・収集資料の主題等を専門主題別にすることによって、対象となる保存資料の明確化及びその収蔵効率を一層高める効果もでてこよう。

さて、最終段階としては、全国の大学図書館が相当多数参加して、大規模でしかも国家的レベルでの共同保存・共同収集の機能を持った独立機関が考えられよう（Cタイプ）。共同利用機能を一元化することによって運営経費の節減が図られ、また、参加館の分担金等は、資料の保存経費等に回すことによって、官庁刊行物を含む多数の貴重な学術文献を収集するとともに未来へ確実に保存することができ、また、劣化資料の修復・保存等の事業も全国的なレベルで一層充実して行うことが期待できる。」²⁵⁾

これら3案のうち、どのタイプから資料保存施設を出発させるのが適当であろうか。学術情報システムの中核機関である国立情報学研究所が、東京大学の学内共同教育研究施設であった情報図書館学研究センターを一度全国共同利用施設の文献情報センターへと転換した後、更に国立大学共同利用機関（当時）の学術情報センターとして当初発足させるという複雑な過程を経ざるをえなかったことを考慮すると、現段階で実効性のある案として、Aタイプの設置形態を採用し特定の大学図書館に附属する性格の全国共同利用の性格を持つ施設として設置発足することが適当ではないかと思われる。以下、この判断に立って検討を進めたい。なお、設置後の整備については、2.9. 整備計画で言及することとする。

なお、Aタイプの優れている点は、最も経済的にスタートできる点にあり、

「このタイプでは、特定の大学から施設スペースの提供と人的支援を受けて運用される。ここでは、各大学から保存図書館に提供される重複資料の調整・廃棄等が主な仕事となろう。また、保存図書館に指定された大学の所蔵資料も共同利用して併せて活用でき、より有効な図書館サービスが期待できる。」²⁶⁾

ことにある。

難点としては、資料保存施設を設置する大学図書館に多大な負担がかかること、全体の

利益ではなく当該大学の利害や運営ルールが優先されるおそれが無いとは言えないことである。ただし、これは最先端の資料保存設備を導入することにより当該大学の図書館運営全体にも画期的な革新をあたえるであろうし、共同利用の性格を持つ当該資料保存施設の運営に全国の関係機関の意見を反映させていくことにより、解決できると考えられる。

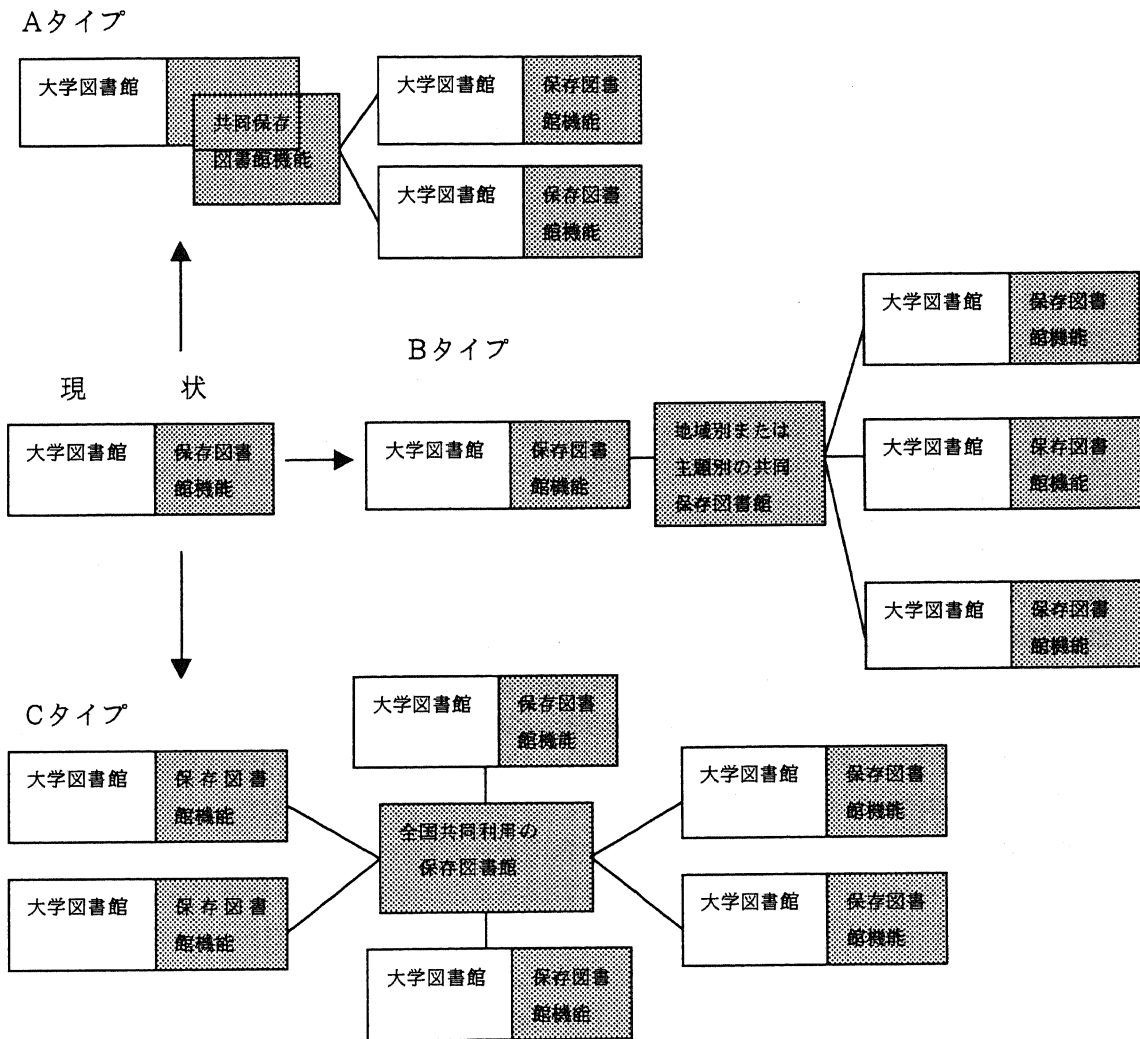


図 8. 設置形態の種類

2. 4. 立地条件

「保存図書館報告書」の第II章構想編では、

「共同保存図書館が果たすべき役割の中には、現物貸借及び文献複写サービスをはじめとする利用者に対する種々のサービス提供が含まれ、これらのサービスは迅速な対応が求められる。このため立地条件としては、

- ・交通の便がよいこと
- ・施設の拡張も必要となってくるため敷地にゆとりがあること

- ・人的資源が得やすいこと
 - ・災害等の恐れが少なく、有効な防護手段が講じやすいところ
- などが挙げられる。

これらの条件を総合的に勘案すると、共同保存図書館を設置する場所は、多くの都市機能が存在する都市に比較的近い地域での設置が望ましいと考えられる。」²⁷⁾

とされている。

しかし、資料保存施設は、利用についてはドキュメント・デリバリー・サービスを主たるサービスとするのであるから、請求のあった資料を少なくとも「36 時間以内」程度で依頼館へ届ける条件を備えていれば、「都市に比較的近い地域での設置」にそれほどこだわらなくてもよいであろう。ただし、収蔵資料の内容によっては、閲覧等のために来館を希望する利用者の便宜を考慮することが必要になる。

2. 5. 施設の規模と設備等

全国の国立大学が年間に受け入れる図書は、約 193 万冊である。各大学の収蔵スペースを見る限り既にオーバーフローする状態であるため、この分だけ資料保存施設が重複資料等の移管を受けることにもなりかねない。ただし、蔵書重複度を考慮する必要がある。国立情報学研究所の総合目録データベースで試算してみると、図書の所蔵登録件数 5,054 万件に対し、図書書誌件数は 490 万件（平成 13 年 1 月 6 日現在）であり、単純計算すると 1 書誌当たり約 10 件の所蔵という重複度になる。資料保存施設の保存部数を仮に 3 部（永久保存用 1 部、文献複写用 1 部、現物貸借用 1 部）とすると、資料の 10 分の 7 が廃棄できることになる。これを基に資料保存施設の規模を単純に計算すると 1,000 万冊規模の資料保存施設が全国に 1 つ存在すればよいことになる。「保存図書館報告書」では、資料保存施設の規模は、500 万冊とされていた²⁸⁾。しかし、当初のスタート時点では、250 万冊規模のキャパシティで設置することが適切かと思われる。その理由は、①逐次刊行物を主たる対象としてスタートさせること、②供出する大学側の準備や資料保存施設運営上のノウハウの修得に時間を要すると思われることから、大規模なスタートは避けたいこと、③当初の受け入れ態勢が最初から十分に整備されとは思えないことなどが挙げられる。あらゆる条件が、小規模でスタートするという前提としたからである。

なお、今後の各大学の蔵書量の増加ペースならびに収蔵スペース増設の困難さとの兼ね合いで推測すると、資料保存施設の必要規模は拡大することはあっても縮小することはないと考えるべきであろう。このため、段階的な拡張が求められることが十分に予想されることから、スペースと機能の拡張性が敷地や財政面を含めて確保されている必要がある。

資料保存施設の設置当初は書庫スペースが主体となり、まずはそれに加えて最小限の管理スペース及び閲覧スペースと資料提供サービス機能とで構成することが適当であろう。

逐次刊行物（2. 6. で述べるように、当初は逐次刊行物を主体とする。）を効率的・経済的に収納できるように当初の書庫は全面的に自動書庫とし、運営・業務システムと連動させて、書庫内検索や搬送の全面的な自動化・省力化を図る。この方式で我が国は最先端のシステムを持っており、すでに国際基督教大学に導入され、実績を上げている。

保存資料には IC タグを装着するなど、最新の技術を導入して貸出及び自動書庫運営の一層高次の自動化・省力化を図り今後の蔵書管理方式のモデルとなることが望ましい。

2. 6. 集中保存する資料の種類と形態

保存資料の範囲は、当面、図書及び雑誌等逐次刊行物のバックナンバーに限定するのが現実的と思われる。特に逐次刊行物のバックナンバーを優先させたい。それは、大学側での資料選定作業と空きスペースの算出や所在データ変更処理が比較的容易であることが挙げられる一方で、複写サービスが迅速に実施されれば、供出大学側研究者の満足が十分に得られることが、京都大学や名古屋大学での学内のバックナンバー・センターで例証されているからである。つまり、費用対効果がかなり高いと言える。更には、(外国雑誌センター館での検討を待つことになるが)外国雑誌センター館の雑誌等のうち発行後一定年数を経過したものについて資料保存施設へ移管する方法が考えられる。その場合に、外国雑誌センター館としての購入誌以外の学内経費での購入等による雑誌等についても利用の低いものを主体に同様に移すなど外国雑誌センター館所蔵外国雑誌等の取り扱いを優先できれば、重複調査対象資料の網羅性が高まることから各大学からのバックナンバーの移管等に際してその作業能率が大幅に向上すると考えられるからである。

他方、国内出版物(図書、雑誌等ともに)については、国立国会図書館が日本の納本図書館であることを念頭におくと、例えば国立国会図書館未収集資料については当委員会で検討している資料保存施設よりも優先的な移管候補先として国立国会図書館を位置付けることが考えられる。国立国会図書館関西館の保存機能整備時期とも関連すると思われるが、双方の準備が整った段階で国立国会図書館との協議を開始することを提案したい。

なお、資料保存施設に供出する資料の選択は、基本的に供出する大学側で行うべきであるが、雑誌については、外部への供出の学内合意は上述の理由から困難とはならないと考えられるものの、その次の段階に予定される図書等については、供出する資料の選択を誰がどう担当して実施するのかという大きな課題が残されている。この点が、逐次刊行物を優先することの大きな理由の一つでもある。分担収集を論ずる際に言及したように、現在の図書館員には、研究動向の把握ならびに収集の選択眼を含めてノウハウが蓄積されていないと思われるが、それはここで扱う供出資料の選択に際しても、蔵書の吟味＝評価能力という点では同様な問題となる(供出資料の選択は、「マイナスの選書」とも言える)。また、学内でそのような大学横断的な蔵書評価組織を有効に機能させている大学がどれほど存在しているのか。逐次刊行物と異なり、図書の場合には全集・叢書類を除けば極言すれば図書1点1点の評価が必要となり、それは膨大な作業量となるためである。大学の教育研究を効果的に展開していくためには、どういう資料を学内の手近な場所に置いて使用しやすくしておき、逆にどういう資料は遠くの場所にあっても日常の研究等での不便さが最小限で済ませられるかを判断できることが必要である。各大学の実情に応じた効果的な方式を学内で早急に用意しておくべきであることを指摘しておきたい。

このように見てくると、初期の資料保存施設の性格は、全国で利用が低下しかつ重複する逐次刊行物を集約的に保存する10番目の外国雑誌センター館あるいは逐次刊行物センターとも位置付けられよう。

とともに、かかる施設実現の時期が来れば、より正確な供出資料の全体像の把握が改めて求められる。運営方針が示されると、直ちに各大学は当初の供出作業に取りかかるつもりで、学内で準備しておく案件が多いこと、そしてそれらは従来等閑視されてきたことに留意すべきである。

また、将来的には資料保存施設側のイニシアティブで計画的かつ体系的に範囲を指定して保存対象とする資料を収集・集約する方式も検討されるべきであろう。

2.7. 運 営

資料保存施設の運営については、資料保存施設と当協議会との間で協議する場を設け、保存対象資料、移管手続き、保存部数、利用方法等運用体制に関する規程類を整備することにより、運営の姿が大学側に明確に伝わることを望ましい。また、資料保存施設には、企画・連絡調整機能、研究開発機能を担い全国の資料保存のクリアリングハウスとしての役割も期待されていることから、関係機関も参加した運営委員会や研究機関と連携した研究開発のための委員会を比較的早期に設置して、長期的な視点からも協議を重ねておくことも必要であろう。

資料保存施設の運営が、経済的に、効率的に、合理的に、効果的に行われるべきことは当然である。このため、文献複写、現物貸借、資料移管、資料の電子化、搬送などの業務では、外部委託方式を積極的に導入することが望ましいであろう。その運営には施設管理も含めて先進的な情報システムを導入して、高度なインテリジェント化を実現したいので、これには大学図書館のシステム開発・運用部門の全面的な支援と協力が欠かせない。

資料自体は、管理換後は資料保存施設で一元的に管理することを原則とする。

また、移管資料には書誌データの新規作成あるいは移管等にもなう所蔵データの更新など正確な所在変更内容を明示して蔵書内容の早期公開を可能として、所在検索効率の向上と資料保存施設の業務処理の省力化によって充実したサービス実現に協力することも必要になる。同様に、大学側でも対応した蔵書データの消去作業を実施して、NACSIS-CAT内の整合性を取る義務がある。

2.8. サービス

資料保存施設には、各大学から移された収蔵資料が学術研究に有効に利用されるよう、必要となるサービスを実施する義務が生ずる。それでこそ、共同利用という本来の目的が達成されることになる。ここでは、最小限設置当初から必要となると思われるサービスについて述べるとともに、計画的に整備すべき優先順位を施設の整備計画に沿って検討したい。

(1) 図書館へのサービス

設置当初に重視されるべきサービスは、国内外の図書館を対象とした複写物の提供サービスである。これは、逐次刊行物（ほとんどが、雑誌であろう）が蔵書の主体になるからである。図書館からの申し込みから36時間以内には、依頼館に複写物が到着するスピードを実現することが望ましい。また、利用者のストレス緩和のためにもILLサービスの処理状況（例えば、いつ発送予定かとかの処理段階等）を、利用者自身がインターネットで検索して把握できるようにすることが望ましい。

このためには、国立大学附属図書館の業務環境に対応して、国立情報学研究所のNACSIS-CAT、NASCIS-ILLを使用する環境を用意するのは当然の前提となる。

(2) 個人ユーザへの直接サービス

個人ユーザへの直接サービスも早期に実現できることが望ましいため、円滑で省力化につながる料金精算のためにデポジット制度の実現など、会計面の規制緩和を期待したい。

2.9. 整備計画

資料保存施設は、財政措置や発展段階に応じて整備充実を図っていくことが現実的であ

ろう。例えば、下記の考え方により、(表1)のような大まかな年次計画も必要である。

第一段階は、資料保存施設の核となり最優先されるべきサービスである。

保存希望資料の受入と、ドキュメント・デリバリー・サービスを整備・実施していく。

第二段階では、複写物の電子送信を実現したい。料金精算方式の用意も重要である。

この段階での文献複写物送付の方法は、既に米国で広く普及していることもあり、著作権処理方式を確定してインターネットを利用したドキュメント・デリバリー・システムを援用できることを期待したい。

第三段階では、来館者や高次の附帯サービスの実現へと拡張する。

また、すべてにわたって国際的な事業展開も双方向に実現することを目標としたい。

2. 10. 概算要求されている保存図書館構想等

東京大学および京都大学が、大学共同利用の性格を持った保存図書館の建設についてそれぞれ平成13年度概算要求を行った。残念ながらいずれも実現に至らなかったが、引き続き要求を続けるとのことであり、当特別委員会の検討課題の具体化に直接係わるため、両大学の概算要求の内容について検討した。

東京大学の場合は、柏キャンパスに必要な図書館として「柏分館(仮称)」の概算要求を文部省(当時)に提出し、その附帯機能として全国共同利用の資料保存とドキュメント・デリバリー機能を有した保存図書館を提案しているものである。また、柏地区の分館新設構想とも連動しているために、人員、敷地などかなり具体的な内容となっている。柏キャンパスには既に全国を対象とした大規模な保存図書館の建設が可能な図書館建設用敷地が確保されているようであること、今後交通アクセスも改善される見込みであることから、全国への迅速かつ均質な資料サービスを提供するための立地条件をも備えていると言えよう。

京都大学の計画も、同様に練られた内容となっている。京都市内の宇治地区に設置が予定されており、アクセスも良好である。

いずれも「保存図書館報告書」を参考として構想されており、甲乙つけがたい。また、災害対策を考慮すると、予算さえ許せば全国複数箇所に保存図書館を運営することが望ましいことが言えよう。いずれにせよ将来的な保存と円滑な利用とに十分に安心できる措置さえ講ぜられれば、各大学も当面不要となる資料の保存図書館への提供や重複資料の廃棄・整理を更に促進でき、2.1で述べたように狭隘の解消及び空いたスペースを新たな学習環境の整備に充てるなど、資料の面でも空間の面でも再開発による有効利用が拡大すると思われる。2.9で述べた第一段階のスタートは急がれており、当協議会から文部科学省への要望書に盛り込むとともに、強力な推進方策を講ずべきである。

なお、財政難と大学図書館側のスペース難とを考慮すると、当報告書に盛り込んだ内容も含めて、最小限のサービスの実現を実現できる施設設置からでも早期の運用開始を期待したいので、取りあえず財政事情等によってどちらかが優先されてもやむを得ないと思われる。

また、保存図書館が運営されるのであれば、これら機関以外にも積極的に参画したい機関が存在すると思われる。運用する資料について、ナショナル・プランを調整あるいは協議する場が必要になるであろう。

(表1) 年次整備計画

区 分	第一段階(5年間)	第二段階(5年間)	第三段階(5年間)
図書館へのサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・保存希望資料の受入 ・NACSIS-CAT による所蔵情報の提供 ・OPAC 検索 ・ILL サービス(文献複写, 現物貸借) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ILL サービスでの複写物の電子送信 ・所蔵資料に関する参考業務 	
外国図書館へのサービス (国際対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・NACSIS-CAT による所蔵情報の提供 ・OPAC 検索 ・国際 ILL サービス(文献複写, 現物貸借) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ILL サービスでの複写物の電子送信 ・所蔵資料に関する参考業務 	
個人へのサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・NACSIS-CAT による所蔵情報の提供 ・OPAC 検索 	<ul style="list-style-type: none"> ・複写物の直接提供サービス ・館内閲覧, 館外貸出 ・所蔵資料に関する参考業務 	
インターネット利用者へのサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・NACSI-CAT による所蔵情報の提供 ・OPAC 検索 	<ul style="list-style-type: none"> ・所蔵資料に関する参考業務 	
高度なサービス			<ul style="list-style-type: none"> ・資料保管サービス ・資料補修サービス ・電子図書館サービス ・学術資源のリサイクルサービス ・資料保存クリアリングセンターとしての相談サービス

[引用文献]

- 1) 英国図書館ドキュメントサプライセンター (BLDSC) も、その豊富な逐次刊行物の蔵書内容、未所蔵の場合の英国内再手配機能、容易な複写費用の支払い手続きならびに迅速な配送サービス等を実現していることから、国内でのILLサービスを補完するものとして平行して活用されてきた。外国に限らず、他の蔵書への依存を前提とするのであれば、その蔵書の存在が自らのニーズと将来ともに合致していることが前提であろう。その安心あるいは保障に万全を期すためには善意を当てにせずに、少なくともその蔵書や運営に対して何らかの発言権（場合によっては負担も）を保持することが望ましいと言える。これに対し、学内で最大限の蔵書を確保しておくことや国内での分担保存は、より身近な安心形態の一種であろう。
- 2) 学術審議会答申「今後における学術情報システムの在り方について」昭和55年1月
- 3) 国立大学図書館協議会保存図書館に関する調査研究班
「保存図書館に関する調査研究報告書」平成6年3月 p.9-10
http://www.soc.nacsis.ac.jp/anul/Kdtk/Rep/44/44_0.html
本文ともに、以下「保存図書館報告書」という。
- 4) 文部省学術国際局学術情報課 「平成11年度大学図書館実態調査結果報告」
平成12年3月 p.41
- 5) 国立大学図書館協議会「要望書 ー新たな大学図書館改革の展開に向けてー」
平成12年6月
- 6) 大型コレクションやこれらの特別図書購入費に関連して懸念されることは、各大学内での図書購入費の予算区分である。すなわち、ほとんどの大学では数百万円規模のコレクションをスポット的に学内予算で購入できない構造になっていることである。大型コレクションが、当たる、当たらないという確率的な配分になっている現状からすると、この規模の予算を学内で確保しておくことは学内で計画的に蔵書を整備する際の着眼点の一つであると思われる。また、大型コレクション経費を分担収集経費に転換する際には、この数百万円程度の額の予算措置は、原則的に各大学内で考慮することにすべきではないだろうか。
- 7) 電子ジャーナルへのアクセスを論ずる際に、最終的に掲載論文の複写物を入手できれば国内での収集整備にあまり配慮しなくても良いという立場に立つと、電子ジャーナル特にオンライン・ジャーナルへの直接アクセスに拘る理由はなくなり、電子ジャーナルもILL依存に徹することで十分と言えるであろう。上述と同様に保険のかけ方が問題となる。
- 8) 「図書館情報学ハンドブック 第2版」(平成11年3月 丸善) p.799-800
- 9) 学術審議会答申 *op.cit.* p.4
- 10) このことは、大学全体としては蔵書の整備に責任を負う部署がないことを意味している。全国的な分担収集もさることながら、学内にも責任を持って蔵書整備を担当できる

部署を設置した担当者を養成する必要がある。最近では、総合的に Collection Management と言われている活動である。

- 11) 国立情報学研究所「NACSIS-ILL 関係統計」参照
<http://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/INFO/ILL/stat-index.html>
- 12) *ibid.*
- 13) JIOC/NU「電子ジャーナル・コンソーシアムの形成 ―JIOC/NU の現状と課題―」
「大学図書館研究」, 第 6 1 号掲載予定
- 14) http://resource.lib.u-tokyo.ac.jp/iri/url_search.cgi
- 15) <http://tdl.libra.titech.ac.jp/cgi-bin/dlib/bin/ServiceMenu/>
- 16) 上記の 3)
- 17) 保存図書館報告書 *op.cit.* p.15 と p.25-26
- 18) 保存図書館報告書 *op.cit.* p.50
- 19) 保存図書館報告書 *op.cit.* p.24
- 20) 学術審議会答申「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について
―「知的存在感のある国」を目指して―」平成 1 1 年 6 月 p.62
- 21) 保存図書館報告書 *op.cit.* p.7-8
- 22) 「平成 1 1 年度国立大学図書館協議会情報資源共有・保存特別委員会中間報告書」
平成 1 2 年 6 月
(注) 委員会名の「情報資源共有・保存特別委員会」は、「情報資源共有・保存特別
委員会」の誤植。
- 23) <http://www.arl.org/spec/242fly.html>
- 24) 保存図書館報告書 *op.cit.* p.10-16
なお、この図 6 及び図 7 の中で説明されている「学術情報センター」、「共同保存図書館」は、出典での表記を尊重した。
- 25) 保存図書館報告書 *op.cit.* p.18-19
- 26) 保存図書館報告書 *op.cit.* p.18
- 27) 保存図書館報告書 *op.cit.* p.17-18
- 28) 保存図書館報告書 *op.cit.* p.19

[附属資料1]

情報資源共用・保存特別委員会設置要項

平成10年6月24日
国立大学図書館協議会
第45回総会

1. 目的

学術情報センターのILLシステムが整備されたことにより、一次情報の共同・相互利用は著しく進展してきた。一方、現在の行財政の状況の下で、ILLに参加する各機関では、国内における一次情報の網羅的な収集、効率的な保存、効果的な提供に関して、サービスの低下を招きかねない予算、施設、運営の面での様々な問題が生じてきている。これらの問題を、総合的に検討することにより、学術情報システムにおける一次情報の共同・相互利用システムを、今後どのように整序し強化していけばよいかを検討する。

2. 検討事項

全国的に組織化された大学図書館の連合体として、今後総合的に展開すべき次の諸機能について検討する。

- (1) 一次情報の分担収集
- (2) 一次情報の保存・提供センター機能
- (3) 上記2点に関する国立国会図書館、JSTなど、他機関との役割分担

3. 構成

- (1) 特別委員会の構成は次のとおりとする。
 - ①委員長館
 - ②副委員長館
 - ③委員長館が指名する館 数館
- (2) 委員長および副委員長は、理事会において選出する。
- (3) 特別委員会に、具体的問題を検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

4. 期間

特別委員会は、設置後2年を限度とする。ただし、その時点で理事会においてそれまでの活動状況を評価し、その後の対応すべき課題を明確にした上で、総会の審議を経て、1年単位で延長することができる。

[附属資料2]

設置・経過報告および審議経過

1. 委員会の設置・経過報告等

平成10年 6月24日 第45回総会で設置（平成10年度－平成11年度）
平成11年 6月23日 第46回総会で、審議経過（総会資料46-1 p.34-36）を報告
平成12年 6月29日 第47回総会で、審議経過（総会資料47-1 p.26-27）を報告、
中間報告書（総会資料47-6）を報告、
設置期間の1年延長を決定

2. 審議経過

平成10年 9月24日 特別委委員会会合
同 上 委員会・ワーキンググループ合同会合
10月 2日 図書ワーキンググループ会合
9日 雑誌ワーキンググループ会合
27日 同 上
平成11年 1月12日 図書ワーキンググループ会合
10月 8日 図書・雑誌ワーキンググループ合同会合
12月15日 同 上
平成12年 3月 1日 同 上
平成13年 2月 5日 ワーキンググループ会合
5月30日 特別委員会会合

[附属資料3]

委員名簿（平成10年6月～，平成13年6月現在）

1. 特別委員会

委員長館	斎藤 彬夫	東京工業大学附属図書館長（平成13年4月1日～）
	伊賀 健一	同上（平成12年4月1日～13年3月31日）
	永井 和夫	同上（平成10年6月～12年3月31日）
副委員長館	安藤 英義	一橋大学附属図書館長（平成10年12月1日～）
	石 弘光	同上（平成10年6月～10年11月31日）
委員館	植松 貞夫	図書館情報大学附属図書館長（平成11年10月20日～）
	藤野 幸雄	同上（平成10年6月～11年10月19日）
	西澤 輝泰	新潟大学附属図書館長（平成12年11月1日～）
	大熊 孝	同上（平成10年6月～12年10月31日）
	川北 稔	大阪大学附属図書館長（平成13年6月～）
	西原 浩	同上（平成10年6月～13年3月31日）

2. ワーキンググループ

主査	大埜 浩一	東京工業大学附属図書館事務部長（平成12年4月1日～）
	高野 茂	同上（平成11年4月1日～12年3月31日）
	若月 修	同上（平成10年6月～11年3月31日）
委員	田中 成直	図書館情報大学図書館情報課長（平成13年4月1日～）
	大場 秀穂	愛媛大学附属図書館情報管理課長（平成13年4月1日～）
		図書館情報大学図書館情報課長 （平成10年6月～13年3月31日）
	山下 洋一	東京大学附属図書館総務課長（平成12年4月1日～）
	伊藤 祐三	同上情報管理課長（平成10年6月～12年3月31日）
	塚田 吉彦	東京工業大学附属図書館情報管理課長 （平成12年4月1日～）
	香川 一郎	同上（平成10年6月～11年3月31日）
	益田 義孝	同上情報サービス課長（平成12年4月1日～）
		同上情報管理課長 （平成11年4月1日～12年3月31日）
	藤森 末雄	一橋大学附属図書館情報管理課長 （平成10年6月～平成12年3月31日）
	金原 貴洋	同上（平成12年4月1日～）
		東京工業大学附属図書館情報サービス課長

(平成10年6月～12年3月31日)

野澤 稔 新潟大学附属図書館情報サービス課長

(平成13年4月1日～)

松藤 典生 鳥取大学附属図書館情報管理課長 (平成13年4月1日～)

新潟大学附属図書館情報サービス課長

(平成10年6月～13年3月31日)

藤井 明 大阪大学附属図書館医学情報課長 (平成12年4月1日～)

末次 驍 同 上 (平成10年6月～12年3月31日)

オブザーバー

千代 由利 国立国会図書館専門資料部主任司書 (平成10年6月～)

[附属資料4]

概 要

情報資源共用・保存特別委員会（以下「委員会」という。）は、平成10年度から12年度までの3年間の活動結果を、「学術情報資源への安定した共同アクセスを実現するために一分担収集と資料保存施設—（案）」にまとめた。

委員会は、各大学の実情等を調査して問題の所在を整理した内容を中間報告としてまとめ平成12年6月に公表したのち、最終的には具体的に必要で実行可能な対策を提言することを目標として議論を行った。具体的には、分担収集と保存・提供機能の必要性は十分に認識されているながら何らかの理由から実現してこなかったのであろうという認識に立ち、(1) 従来のネックを列挙し、(2) それがなぜネックなのか、(3) そして対応策として何を講ずべきであるか、という観点から整理を進めたものである。

1. 一次情報の分担収集

大学や大学図書館内に多くの克服すべき関連課題が存在していることが確認でき、また一方で予算確保の見通しがかなり困難な情勢であることなどから、現段階で実際に分担収集に着手するには条件整備が不十分であると結論するに至った。収集範囲の合意など、基本的な構想内容について研究者を交えて検討すべき課題も存在している。報告書は、これらのネックを取り除くためのポイントを指摘することが中心となっており、係る各種の条件が整わない限り、実行に移せないと思われる。大学内で準備すべき事項も少なくなく、その改善も容易ではないので、計画的かつ体系的な準備を進めるべきであろう。

2. 一次情報の保存・提供センター機能

過去にまとめられた協議会の報告書でも主要な要件等は指摘済みでもあり、また、具体的な施設が概算要求の形で現に提案されていることもあり、理想的で網羅的なサービスもさることながら、最小限の施設整備からでも着手し、早急のサービス開始を実現できることが当面焦眉の急であると判断し、概算要求内容の早期実現を提案した。大学側での拠出資料選定等の準備も必要である。なお、以後の段階的な拡大策についても、優先順位をまとめた。

3. 上記2点に関する国立国会図書館、JSTなど、他機関との役割分担

- (1) 収集分担においては、国立大学側の方針が定まらない現状では協議に臨めないこと、また先方の機関でも明確な方針が定まっていない状態と考えられるために、具体的な検討には至らなかった。
- (2) 保存図書館機能については、今回の検討期間中には大学図書館の期待に応えられるような段階に至っていないようであり、協議に入ることは避けた。
- (3) どちらについても、ナショナル・プランの責任主体あるいは、検討の場が不明確で

あることを指摘できよう。